

中古車の 契約をめぐるトラブル Q&A

購入時の 注意点について

一般社団法人自動車公正取引協議会

消費者庁・公正取引委員会から認定されたルールである「自動車公正競争規約」の運用を通じ、消費者と販売店を結び「信頼されるクルマ販売」を推進するための活動を行っている。

Q.1 販売店から未使用車を勧められたのですが、未使用車とはどのような車ですか？

A.1 自動車公正競争規約(以下、規約)では、登録(届出)される前の車両を「新車」、登録(届出)された車両を「中古車」と定義しています。つまり、一度ナンバーが付いた車両は「中古車」となります。中古車の中には、登録(届出)されたものの、何らかの事情で使用されないまま、中古車として流通した車を「登録(届出)済未使用車」と称して販売する店もあります。

自動車業界では、「登録(届出)済未使用車」の用語を使用する際は、新車であるかのように誤認されることのないよう、「初度登録(届出)された車両で、使用又は運行に供されていない中古車である」旨を付記することとしており、当該車両に対して、「ほぼ新車」「新車同様」等と表示することや、単に「未使用車」と表示(説明)することを禁止する等のルールを定めています。

Q.2 欲しい中古車をインターネットで見つけたのですが、販売店が遠方のため不安です。注意する点がありますか？

A.2 インターネットでも、キズやヘコミ等の車両の状態は画像である程度確認することができますし、規約に基づく表示(第1回参照)が行われていれば、保証の有無や定期点検整備の実施等の販売時の条件、また、走行距離数や修復歴の有無等の車両の品質もわかりますので、車選

びに不便を感じることは少ないかもしれません。

しかし、画像に写っていないキズやヘコミ、画像では分からないエンジンやミッション、エアコンやカーナビ等の状態、シートの座り心地、タバコ臭やペット臭の有無等は、実際の車の状態を確認してみないと分かりません。例えば、「大したキズはありませんよ」「臭いはありませんよ」等と言われても、感じ方は人それぞれですから、販売店が遠方の場合でも、足を運んで車の状態を確認することをお勧めしています。

また、車の状態と同様、必ず確認しておかなければならないのは、万が一故障した際の対応方法です。故障した場合、遠方の販売店まで車を持ち込まないといけないのか、それとも近隣の販売店で修理対応してくれるのか、その際の修理や車両を運搬する費用はどちらの負担になるのか等、忘れずに確認しましょう。

自動車公正取引協議会(以下、公取協)には、車の状態を確認せずに購入したところ、納車された車のキズやエンジン等の状態が事前に知らされていた内容と違っていった等の相談も多く寄せられています。このようなトラブルが発生した場合、販売店に修理等の対応を要求できる場合がありますが、購入した販売店が遠方となると、電話やメールでの交渉となることも多く、思った以上に交渉に時間がかかる場合や、中には解決しない場合もあるようです。

インターネットは地域に関係なく、車選びから契約までできるのでとても便利な一方、販売店が遠方である場合には、さまざまなリスクもあることを十分に理解しておく必要があります。

Q.3 予算に合う車が見つかり、販売店と商談するのですが、こういった点を確認すればよいですか？

A.3 中古車購入の際は、車両代のほか、保証や定期点検整備の費用、登録の際に必要な税金や保険料等の諸費用がかかりますので、必ず見積書を作成してもらい、それらの費用の内容や金額を確認しましょう。諸費用には、購入者に支払義務がある費用(税金や自賠責保険料、自動車リサイクル預託金相当額)のほか、本来は購入者が行うべき手続きを販売店が代行して行うための費用(車庫証明手続代行費用や登録<検査>手続代行費用等)もあります。代行費用は自分で行えば支払う必要はありませんが、販売店に依頼する場合、販売店によって金額が異なります。公取協には、支払う必要のない諸費用を請求された、高額な定期点検整備費用、諸費用を請求された等の相談も寄せられています。

見積書の記載内容(明細)は、何の費用で、いくら必要なのか、細かくチェックしてください。複数の見積書を比較すると、諸費用の額などの違いが分かると思います。不明な点などあれば、契約前に納得するまで確認しましょう。

Q.4 商談がほぼまとまり、販売店にサインするように書面を提示されました。サインしても大丈夫でしょうか？

A.4 商談がまとまると、注文書や契約書(以下、注文書等)を交わすことになりますが、その前に、予算的に問題ないか、家族に反対されないか等、契約しても大丈夫か、再度確認しましょう。そして、注文書等を提示されたら、すぐにサインせず、車名やグレード、車両の価格や保証、定期点検整備の費用、諸費用の明細等、これまで商談してきた内容が注文書等に正確に記載されているか確認することが必要です。

また、注文書等の裏面などに記載されている

約款(契約に関する条項)も必ず確認しましょう。その中でも重要なのが、「契約の成立時期」に関する条項です。自動車業界の自動車注文書標準約款では、現金販売の際の契約成立時期を、「①登録がなされた日 ②購入者の注文に基づく修理・改造・架装に着手した日 ③自動車を引き渡した日、のいずれか早い日」*としています。すべての販売店でこの条項が記載された書面を使用しているわけではありません。中には、「注文書等に署名・捺印した時点で契約は成立する」との条項を採用している販売店もあります。約款の内容はとても重要ですので、よく読んで、分からないことがあれば必ず確認し、納得してから署名・捺印するようにしましょう。

公取協では、「注文書等を交わさず口約束のみで契約したため言った言わないのトラブルに発展した」「約款の内容をよく確認しなかったためキャンセルを申し入れた時点では既に契約が成立していた」等の相談も見受けられます。注文書等は契約上の問題が発生した際に購入者と販売店の双方が契約内容を確認するための重要な書面ですので、契約前に熟読したうえで署名・捺印し、控えを保管しておくことが大切です。

【中古車購入時のチェックリスト】

1. 情報収集時(車選び・お店選び)	
<input type="checkbox"/>	広告やプライスボードには、価格をはじめ、保証の有無や定期点検整備の実施、走行距離数、修復歴の有無等、規約に基づく内容が表示されていることを確認した。
<input type="checkbox"/>	販売店は自動車公正取引協議会の会員店であることを確認した。 http://www.aftc.or.jp/
2. 商談時(車とお店のチェック)	
<input type="checkbox"/>	広告やプライスボードの表示内容と実際の車に相違がないことを確認した。
<input type="checkbox"/>	内外装のキズやヘコミ、エンジンやミッションだけでなく、カーナビやアルミホイール等の装備品の内容等、車の状態を細かく確認した。
<input type="checkbox"/>	見積書もらい、価格だけでなく、保証や整備費用の金額、種々の税金や手続代行費用等の諸費用の内容や金額等を確認した。
<input type="checkbox"/>	複数のお店から見積書をとるなど、諸費用の内容や金額について確認した。
3. 契約時(契約内容のチェック)	
<input type="checkbox"/>	注文書等に記載されている内容や金額が商談時のものと間違ってないか確認した。
<input type="checkbox"/>	署名・捺印する前に注文書等の約款を確認した。 (特に契約成立時期、キャンセル料等)
<input type="checkbox"/>	署名・捺印した後、注文書等の控えを受け取った。

* 割賦販売、ローン提携販売または立替払付販売の場合は、これらの契約書に定められている日。